

議案第254号

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて（交通局関係）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定に基づく自動車運送事業の事務の執行についての地方自治法第199条第6項の監査については、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

平成27年10月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

自動車運送事業の事務の執行についての監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとするため、地方自治法第252条の41第4項の規定により読み替えて準用する同法第252条の39第4項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して、この案を提出する次第である。

(別紙)

監 第 86 号
平成 27 年 9 月 30 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市監査委員 貴 納 順 二
同 阪 井 千鶴子
同 美 延 映 夫
同 島 田 ま り



個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見について（通知）

平成 27 年 9 月 28 日付け大交経理第 47 号において要求のあった、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく自動車運送事業の事務の執行についての地方自治法第 199 条第 6 項の監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見は次のとおりである。

記

自動車運送事業の事務の執行についての監査については、個別外部監査契約に基づく監査によることが妥当である。

(参 考)

地方自治法 (抄)

(第75条の規定による監査の特例)

第252条の39 省 略

2 - 3 省 略

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から20日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

5 - 15 省 略

(第199条第6項の規定による監査の特例)

第252条の41 省 略

2 - 3 省 略

4 第252条の39第4項から第11項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第252条の41第3項」と、「長は、当該通知があつた日から20日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第2項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第5項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」と、同条第7項中「第3項」とあるのは「第252条の41第3項」と、同条第8項第1号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

5 - 6 省 略